1. 普通会員(事業・目的に賛同し議決権を有する者)=社員

- (1)個人会員(定款第6条第4項) 21名
 - ① 市町農業委員会会長 16名
 - ② 学識経験者 5名

(2)法人·団体会員(定款第6条第5項) 17法人·団体

- ① (行政関係) 9法人・団体(会員代表者9名) 高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、 香川 県町村会
- ②(農業関係)8法人·団体(会員代表者9名 ※香川県農業協同組合2名) 香川県農業協同組合中央会、香川県農業共済組合、香川県農業協同組合、 香川県信用農業協同組合連合会、全国共済農業協同組合連合会香川県本部、 香川県土地改良事業団体連合会、(公財)香川県農地機構、香川県農業経営者協議会

2. 賛助会員(事業・目的に賛助し議決権の無い者)

香川県農業青色申告者ネットワーク

総 会員・会員代表者40名)

※理事・監事の選任・解任、定款の変更、事業報告・貸借対照表・損益計算書の承認など

理事15名以内・監事3名以内を総会の議決で選任

理事会 (理事15名)

(会長1名、副会長2名を選定)

※総会の招集・附議事項の決定、諸規程の制定・改廃、 事業計画・収支予算の設定・変更など 出席 監査 (監事3名)

※理事の職務の執行を監査、 監査報告書の作成、総会提 出議案・書類の調査など

会長が運営規程に基づき理事会で 承認を得て任命

常設審議委員会 (常設審議委員24名)

処理事項

- 農地法等の法令の規定により農業委員会 ネットワーク機構(農業会議)が行う事項
- 県(関係行政機関等)に対する農地等利 用の最適化推進施策の改善意見の提出に 向けた協議
- 総会・理事会が必要と認めた事項
- ※上記処理は理事会に報告

